

「健康及び安全」関係資料

2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月)
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」での詳細説明
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所における保健予防対策についての調査研究(平成20年5月～平成21年3月)

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定(平成21年8月)



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

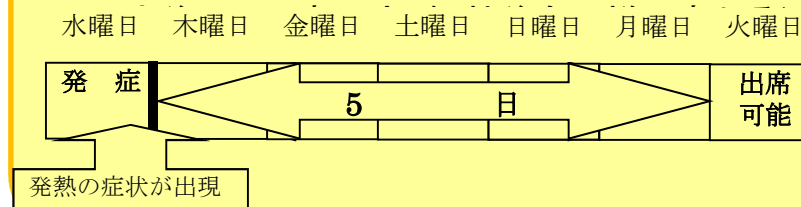
改正後の主な内容のポイント

- 保育所における登園のめやす、出席停止の考え方(発症、解熱の翌日を1日目とする)について学校保健安全法施行規則の一部改正の内容を整合性をとる。また、乳幼児期は重症化しやすい、基本的衛生管理が十分できないという特徴を踏まえた感染症対策について、最新の知見より内容を修正、明確化。
- 保育所で発症が多い感染症について、保育所職員が正しい知識を持ち適切な対応がとれるよう、症状や合併症、予防方法等について詳述。
- 感染防止の重要性を踏まえ、感染経路別に対策を詳細に記載し、具体的に手洗いや消毒方法について明記。
- 感受性対策としての予防接種について、接種歴、罹患歴の把握と記録、未接種等への保護者の働きかけの重要性を明記。
- 家庭と連携し、子どもの体調管理や健康教育を行うと共に、保育所職員について日々の健康管理や予防接種の重要性を記載。

具体例

インフルエンザの場合

→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を
経過するまで



今後の課題

- 職員・保護者・関係者への2012年改訂版「感染症対策ガイドライン」の内容の更なる周知と活用
- 日々の感染症に対する予防と対策
- 感染症対策の実施体制の強化

※ 日本医師会、小児科医会代表者に厚労省より事前に協力要請。
※ 本ガイドラインについて全国の都道府県市区町村に通知するとともに、厚生労働省HPIに掲載。また、保育所職員研修会等で保育現場に周知。

保育所における感染症対策の考え方

- 子ども（一人一人の子どもと集団の視点）
- 保育所職員（感染源にならない・意識の向上）
- 感染症の侵入と流行は完全に阻止できない
→流行の規模を最小限にする
- 登園のめやすは、100%感染を防ぐ基準ではない→保護者への説明と理解を得る
登園届・・・医療や地域（学校等）と連携
して検討
保護者への十分な周知

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）
（2）子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究（平成22年3月（財）こども未来財団）

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成
（平成23年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○ 保育所におけるアレルギー疾患の実態

保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示

○ アレルギー疾患各論

保育所における代表的なアレルギー疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載

○ 食物アレルギーへの対応

保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。

○ Q & Aの作成

→ ガイドラインの活用の際し、あらかじめ想定される質問事項はQ & Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。

○ 研修体制の強化

→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み込むよう協力要請する。

保育所における食物アレルギーへの対応の原則

- 安全・安心な園生活が送れること
- アナフィラキシー症状の発生時の職員の迅速かつ適切な対応
- 職員、保護者、主治医、緊急医療対応機関の十分な連携
- 医師の診断に基づく生活管理指導表による食物除去申請
- 食物除去は完全除去を基本とする
- 調味料等は摂取不可能な場合のみ申請する
- 食物除去の解除は、保護者からの書面申請で可能
- 家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では与えない
- 食物アレルギーに対するリスクを考えた取り組みを行う
- 常に最新の、正しい知識を職員全員が共通理解するとともに記録を残す

「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による、「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化

○「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における
食事の提供
ガイドライン作成
（平成24年3月発出）

ガイドラインの内容の主な項目とポイント

○子どもの「食」をめぐる現状

各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする

○保育所における食事提供の現状

全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。

○保育所における食事提供の意義と具体的なあり方

「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。

○保育所における食事提供の評価（チェックリスト）

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。

○好事例集

ガイドラインの活用に向けて

○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上

→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

乳幼児期の重要性

「食を営む力」の基礎を培い、
「生きる力」につなげる

- 必要な栄養素、エネルギーの摂取
- 正しい食習慣を身につける
- 豊かな「食」の体験
- 「食」を通しての人や社会との関わり

≡ 心身の健康

食事提供のあり方、食育について、再考・評価・改善

人的・物的環境の充実

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条）
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年9月8日）を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る）、認可を受けていない保育施設・事業
- ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安（第1報は事故発生当日等）を設定
- ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国
認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国
※「特定教育・保育施設等における事故の報告について（平成27年2月16日）」により通知
- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表（個人情報を除く） ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止（予防）のためのガイドラインの作成 → 施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成 → 検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要 (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

- 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
- 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生防止等に取り組む

2. 事故の再発防止のための事後的な検証

○ 地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 * 検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

＜検証の実施主体＞

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)

＜検証の対象範囲＞

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)
(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

○ 国における再発防止策の取組

- 有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言
- ・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

○ 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

健康診断に関する関係法令 1

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)

第二節 児童生徒等の健康診断(時期)

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者(第六条第三項第四号に該当する者に限る。)については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

(検査の項目)

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|---------------|--------------------|
| 一 身長、体重及び座高 | 二 栄養状態 | 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 |
| 四 視力及び聴力 | 五 眼の疾病及び異常の有無 | 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 | 八 結核の有無 | 九 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 十 尿 | 十一 寄生虫卵の有無 | 十二 その他の疾病及び異常の有無 |

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

保育所における嘱託歯科医の設置について(昭和58年4月21日 児発第284号)

保育所における歯科保健については、児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」という。)及び保育所保育指針において歯科健康診断の実施が定められているところであるが、乳幼児期における歯科保健の重要性にかんがみ、さらにその充実を図るため、最低基準に定める職員のほか嘱託歯科医を置くよう、下記の点に留意のうえ、管下の施設に対して指導されたい。

記

1 嘱託歯科医の設置の必要性

乳幼児のう触は年々減少傾向にあるが、他の疾患に比し、その罹患率はいまだに高く、しかも自然治癒がないため、予防について正しい知識の普及と指導の徹底を図ることが、乳幼児の健やかな発育成長のために重要である。このため、嘱託歯科医を各保育所に設置し、入所児童に対する歯科保健の充実を図る必要がある。

2 設置にあたっての留意事項

- (1) 嘱託歯科医の選定については、なるべく乳幼児の扱いに習熟し、熱意と理解のある歯科医が望ましいものであること。
- (2) 設置にあたっては、地域歯科医師会、保健所等関係機関と連携を密にし、円滑なる実施に努めること。

3 歯科健康診断について

歯科健康診断については、嘱託歯科医が行うものとし、その結果については記録し、食生活指導、歯の清掃指導等その後の保育指導に反映させることが大切であり、保護者に対しても密接な連絡、適切な指導を行うものとする。

看護師・保健師・助産師・栄養士・調理師の配置状況

	総 配 置 数	公 営					私 営						
		総 数	国・独立 行政法人	都道府 県	市区町 村	一部事 務組合・ 広域連 合	総 数	社会福 祉法人	医療法 人	公益法 人及び 日赤	営利法 人（会 社）	その 他の法 人	その 他
看護師 保健師 助産師	9,091	2,434	－	1	2,433	－	6,657	5,833	8	25	407	370	14
常勤専従	5,473	1,630	－	－	1,630	－	3,843	3,347	4	19	277	187	9
常勤兼務	600	215	－	1	214	－	385	345	1	－	24	15	－
非常勤	3,018	589	－	－	589	－	2,429	2,141	3	6	106	168	5
栄養士	14,841	2,301	1	1	2,299	－	12,540	10,798	11	49	796	801	85
常勤専従	9,982	960	1	－	959	－	9,022	7,753	9	37	624	534	65
常勤兼務	3,154	627	－	1	626	－	2,527	2,243	－	9	94	167	14
非常勤	1,705	714	－	－	714	－	991	802	2	3	78	100	6
調理員	58,549	25,428	2	5	25,413	8	33,121	29,447	16	107	1,253	2,033	265
常勤専従	31,606	14,938	－	1	14,931	6	16,668	15,092	6	57	498	868	147
常勤兼務	3,776	981	－	1	980	－	2,795	2,508	－	9	90	170	18
非常勤	23,167	9,509	2	3	9,502	2	13,658	11,847	10	41	665	995	100

「保育所」24,509 施設

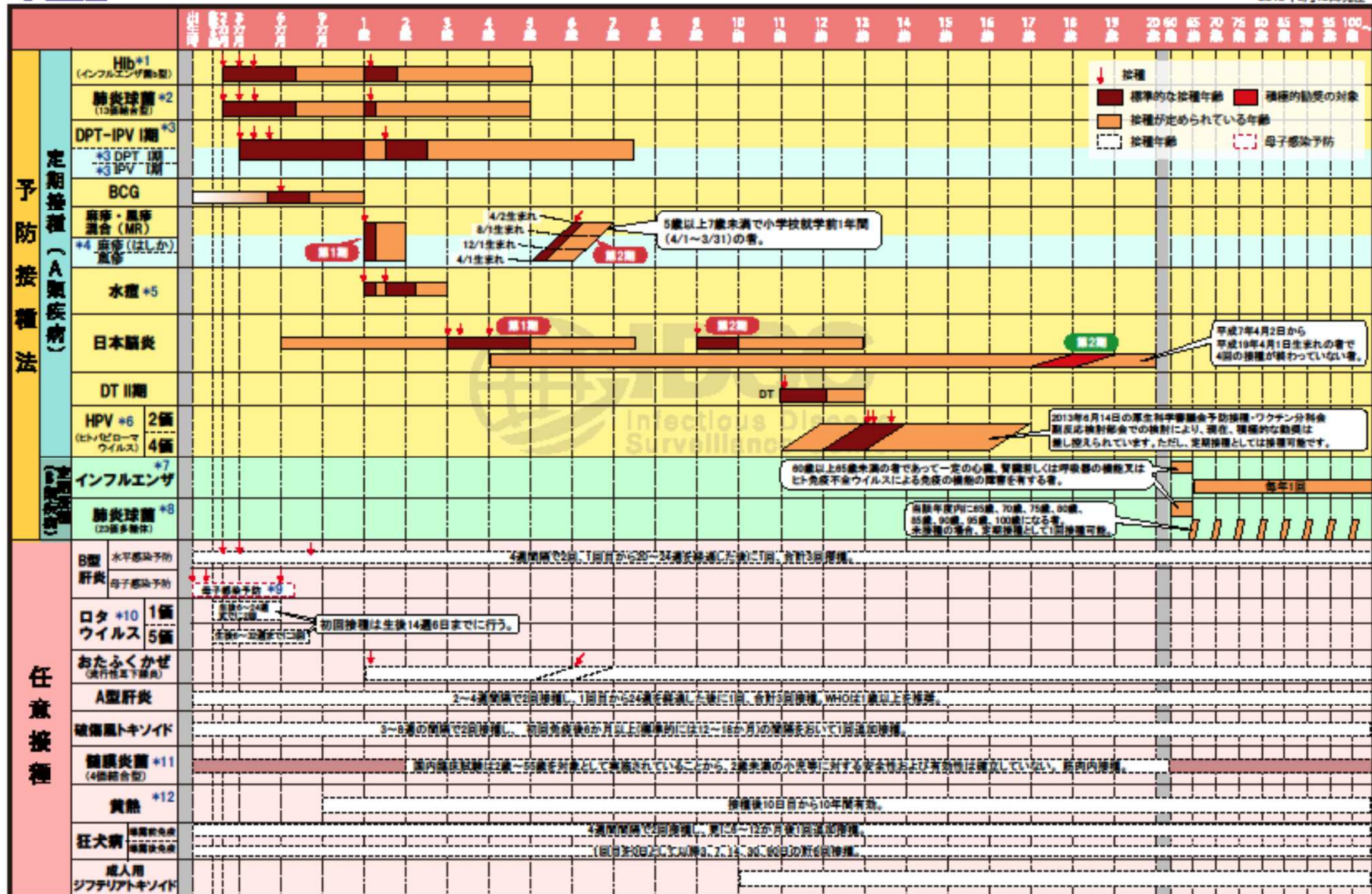
平成26年 社会福祉施設等調査より

日本の定期/任意予防接種スケジュール



日本の定期/任意予防接種スケジュール(平成27年5月18日以降)

Ver. 2015.5.18
2015年5月18日現在



病児保育事業について

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等	■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等	■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績 (H26年度)	1,271か所 (病児対応型698か所、病後児対応型573か所) (延べ利用児童数 約57万人)	563か所	5か所
補助率	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3		

○ 質の改善（平成27年度～）

① 病児対応型、病後児対応型について、基本分補助単価の改善（利用児童の多い・少ないに関わらず助成する単価の改善）を行う。

* 1施設当たり年額（病児対応型の場合）

(1) 基本分 2,417千円

(2) 改善分 2,417千円



② 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

アレルギー疾患の現状

図1. 食物アレルギーの有病率
(年齢別)

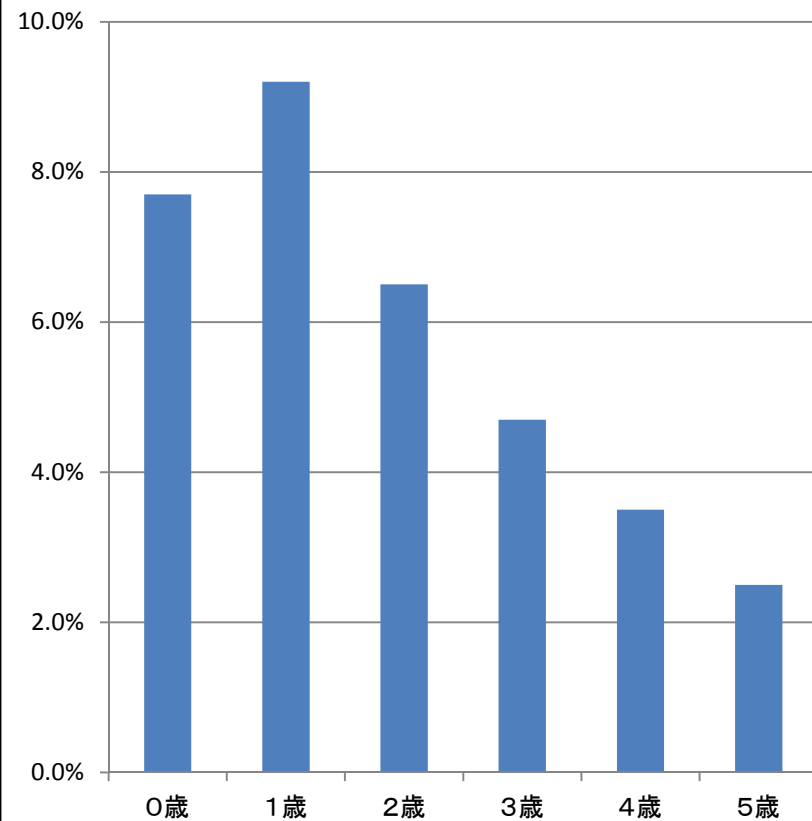
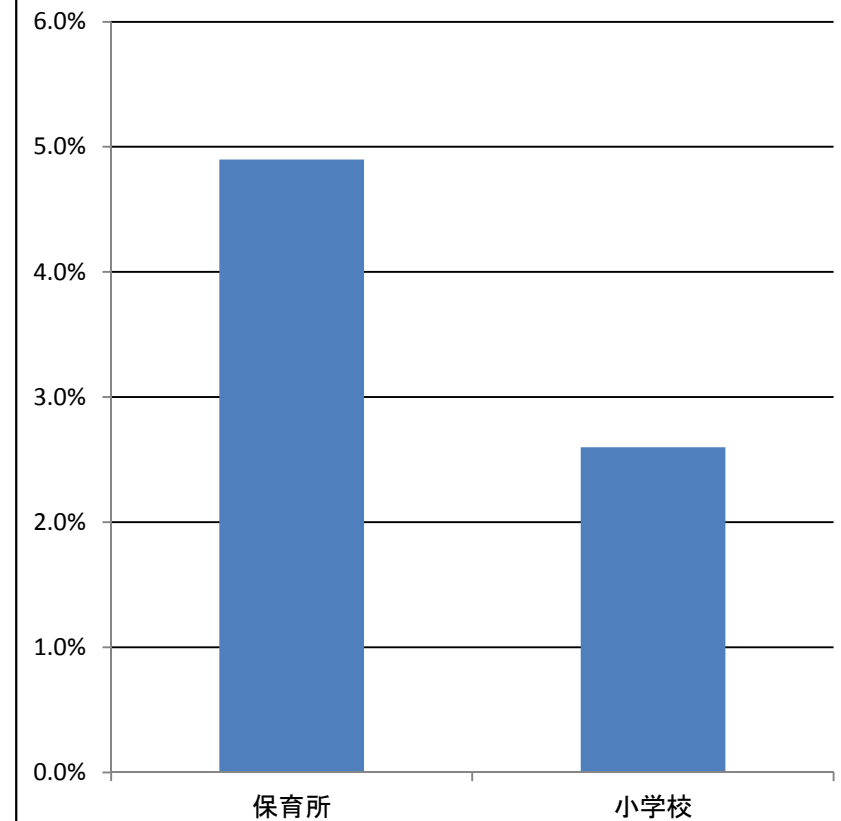


図2. 食物アレルギーの
有病率の比較

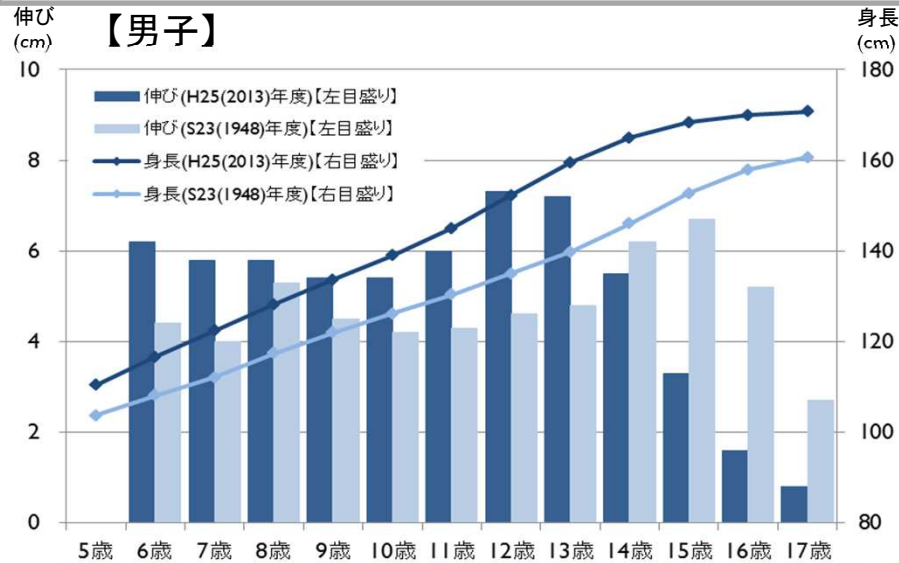


平成21年 保育園保健協議会「保育園における食物アレルギーに関する全国調査」
平成19年 文部科学省「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」

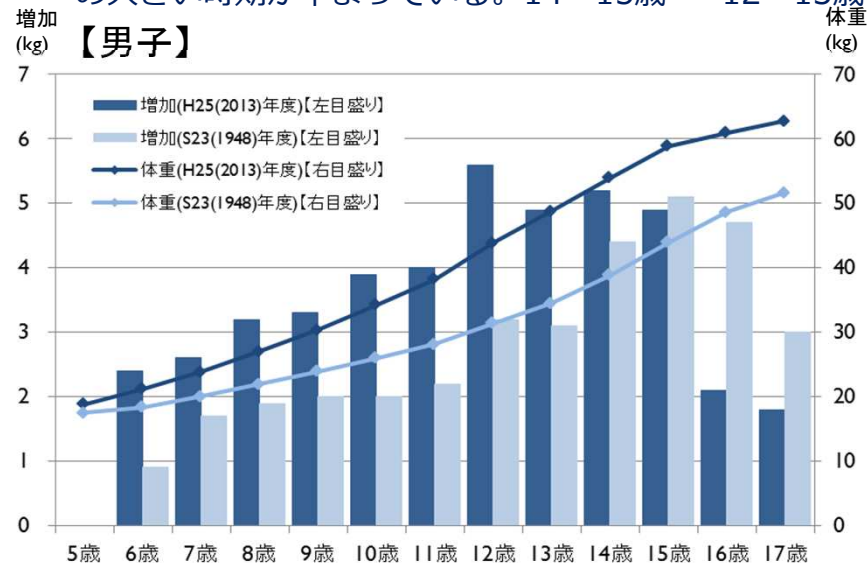
男女児童の身長・体重平均値の推移

平成28年1月20日
中央教育審議会教育課程部会
小学校部会資料3より抜粋

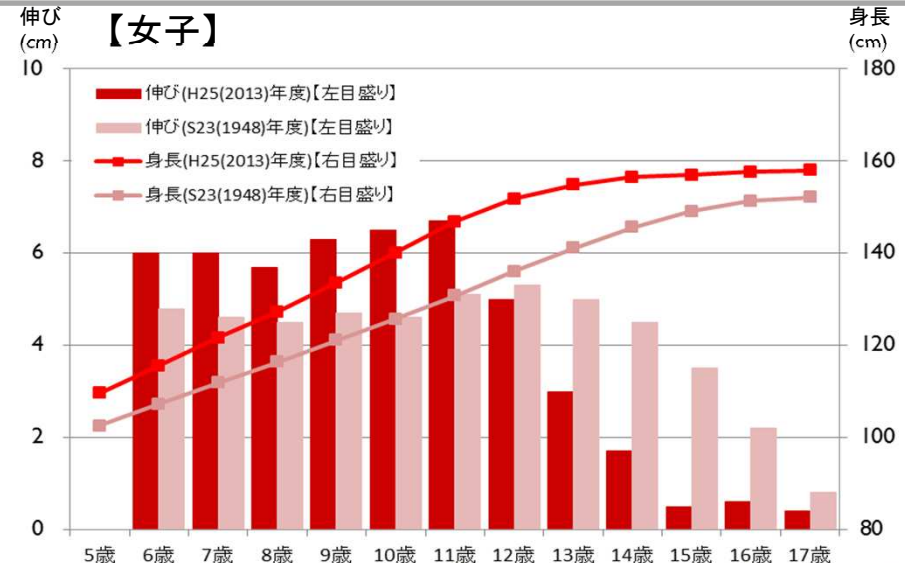
◆子供の身体的成長(身長・体重)は幼児期から約2歳早くなっている。



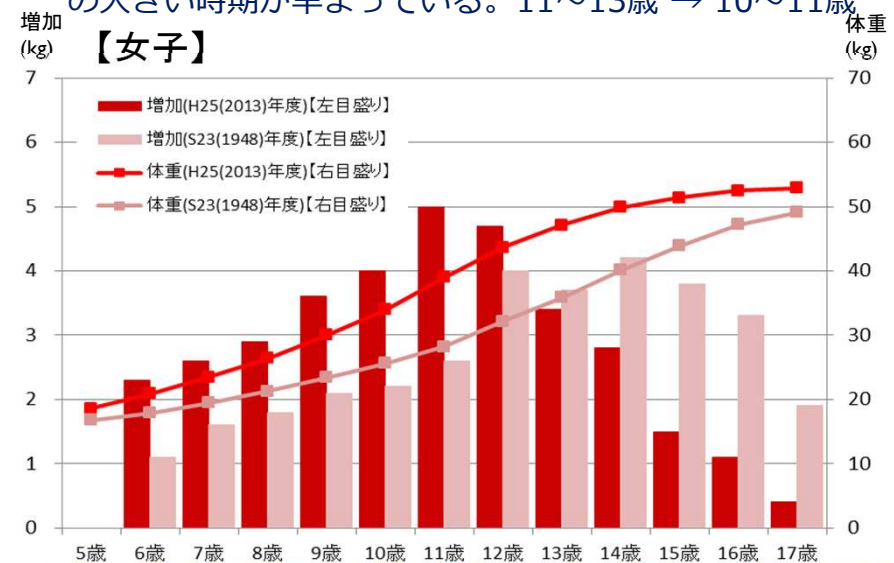
男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。14～15歳 → 12～13歳



男子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。14～16歳 → 12～15歳



女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。11～13歳 → 10～11歳



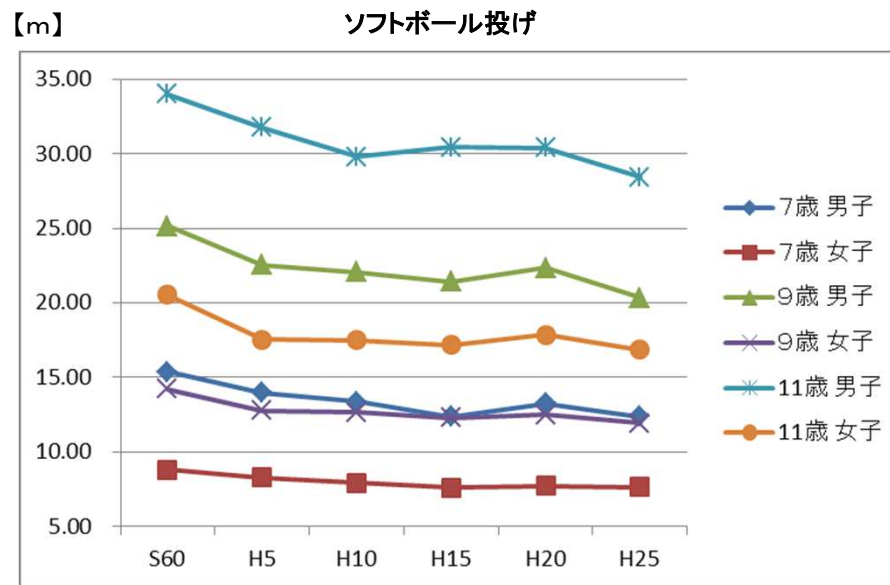
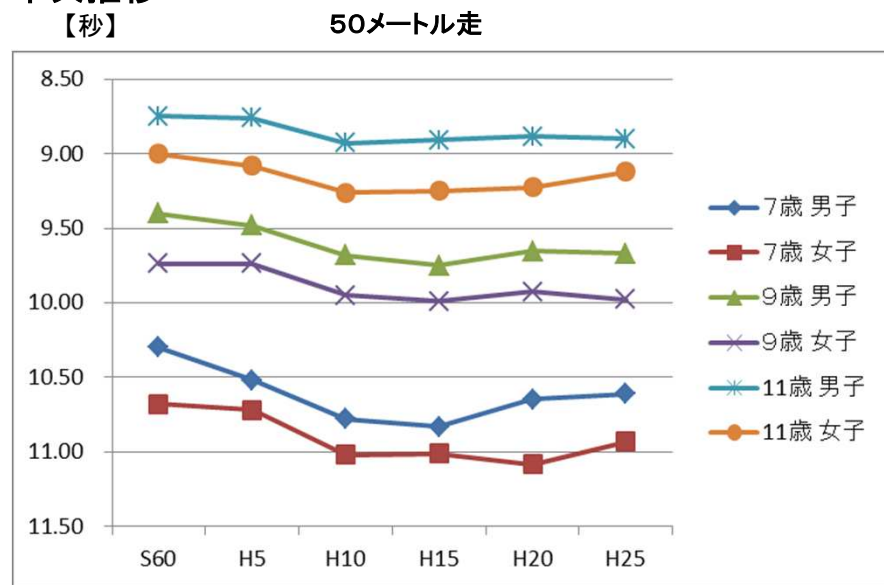
女子：昭23と平25との間の変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。12～15歳 → 11～12歳

(出典) 昭和23年(1948)年度及び平成25年(2013)年度 学校保健統計調査より

子供の体力・運動能力の年次推移

◆子供の体力は、昭和60年頃と比較すると依然として低い水準で推移している。

○年次推移



【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	10.30	10.52	10.78	10.83	10.65	10.61
7歳女子	10.68	10.72	11.02	11.01	11.08	10.93
9歳男子	9.40	9.48	9.68	9.75	9.65	9.67
9歳女子	9.74	9.74	9.95	9.99	9.93	9.98
11歳男子	8.75	8.76	8.93	8.91	8.88	8.90
11歳女子	9.00	9.08	9.26	9.25	9.23	9.12

【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	15.37	13.96	13.36	12.37	13.25	12.38
7歳女子	8.80	8.27	7.94	7.61	7.73	7.64
9歳男子	25.13	22.52	22.06	21.42	22.33	20.33
9歳女子	14.22	12.77	12.64	12.31	12.50	11.92
11歳男子	33.98	31.73	29.77	30.42	30.37	28.41
11歳女子	20.52	17.55	17.49	17.19	17.87	16.85

親の世代と子の世代の体力・運動能力の比較

◆親の世代と比べて、身長、体重など子供の体格は向上しているが、体力・運動能力は依然低い水準。

○親の世代(30年前)との比較

(出典) 文部科学省「平成25年度体力・運動能力調査」

<体格>

身長(cm)

	S58	H25
男子(11歳)	143.1	145.0
女子(11歳)	145.2	146.8

体重(kg)

	S58	H25
男子(11歳)	36.5	38.3
女子(11歳)	37.7	39.0

<テスト結果>

50m走(秒)

	S58	H25
男子(11歳)	8.70	8.90
女子(11歳)	8.98	9.12

握力(kg)

	S58	H25
男子(11歳)	21.60	20.04
女子(11歳)	19.81	19.74

ソフトボール投げ(m)

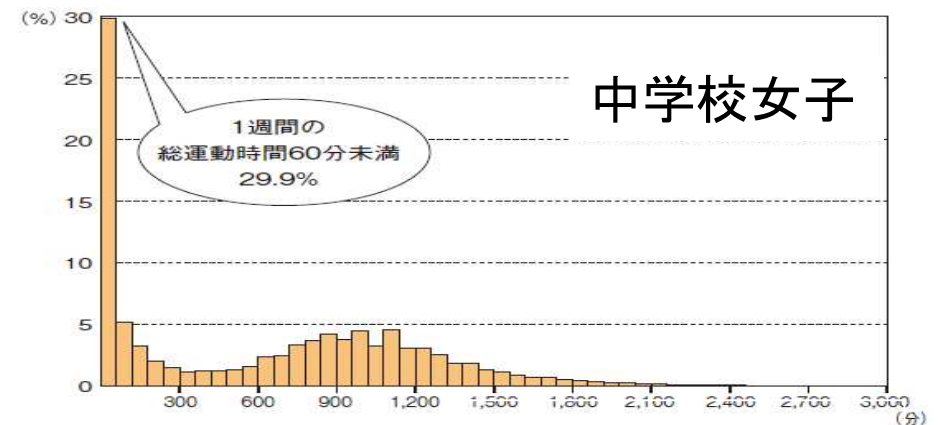
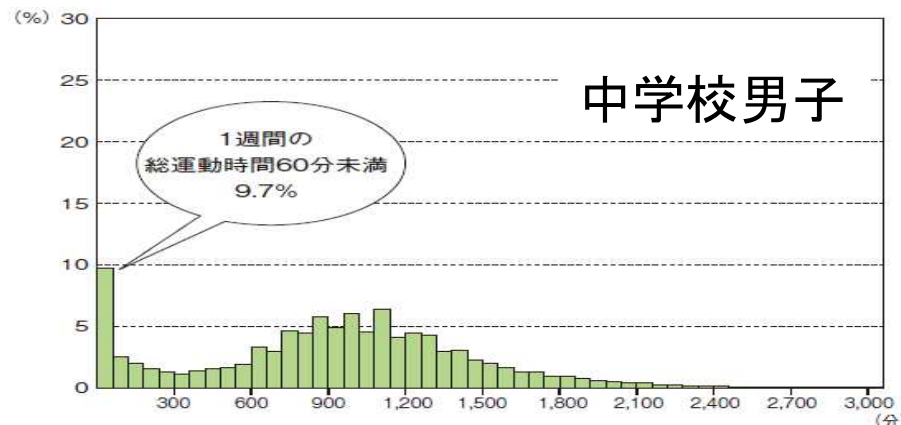
	S58	H25
男子(11歳)	34.47	28.41
女子(11歳)	20.47	16.85

反復横とび(回)

	S58	H25
男子(11歳)	42.65	45.79
女子(11歳)	40.50	43.02

◆運動する子供としない子供が二極化している。

※反復横とびは上昇している

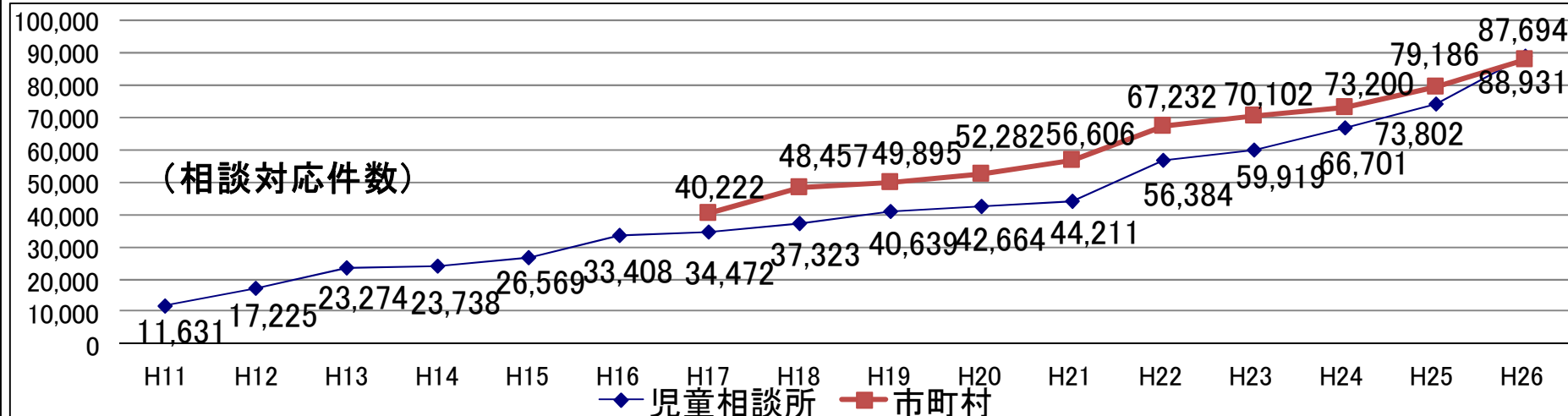


(出典) 文部科学省「平成25年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成26年度の全国の児童相談所での虐待対応件数は88,931件
- 統計を取り始めて毎年増加
- 平成11年度の7.6倍



○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人)

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1～ H15.12.31)			(H16.1.1～ H16.12.31)			(H17.1.1～ H17.12.31)			(H18.1.1～ H18.12.31)			(H19.1.1～ H20.3.31)			(H20.4.1～ H21.3.31)			(H21.4.1～ H22.3.31)			(H22.4.1～ H23.3.31)			(H23.4.1～ H24.3.31)			(H24.4.1～ H25.3.31)			(H25.4.1～ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69